



第2回地域と調和した再生可能エネルギーの推進に関する専門委員会

地域と調和した再生可能エネルギー事業 の推進に関する条例の論点

大阪大学
大久保規子

問題の所在と条例の必要性

1 懸念事項は？

- 防災

- 景観

- 環境影響

2 合意形成の不足

3 再エネ導入が進まない

- 事例分析の重要性
- 既存ルールが不十分
法律， 県条例
市町村条例
ガイドライン等
規制対象外の土地
規制内容がバラバラ
規制内容が不十分
- 全国に230以上の条例



条例の目的と役割分担

- 1 条例目的＝地域と調和した再エネ事業の推進
 - (1) 再エネの中でも太陽光のみが対象の理由
 - ・ 県内のポテンシャルを考慮
 - (2) 手続＋実体基準の整備で合意形成を促進
 - ・ 実効的な参加が確保できるかどうか重要
 - ・ 地域貢献の可能性はあるか
- 2 市町村条例との役割分担
 - ・ 二重規制（とくに手続の重複）を回避
 - ・ 手続の共通化
 - ・ 最低基準の設定と独自性への配慮
 - ・ 一定の適用除外を検討する必要性
- 3 他の法律・県条例との連携



対象事業と区分（1）

1 促進区域内事業の適用除外？

（1）促進区域に係る合意形成は十分か

- ・ 促進区域の指定

計画策定時の「住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置」は十分か

- ・ 協議会の組織率とその運用状況は？

（2）認定に係る合意形成は十分か

- ・ 協議会が組織されていない場合→参加の不在

- ・ 協議会が組織されている場合

→当該地域住民の参加は確保されているか

- ・ 適用除外は（1）（2）が担保されていることが前提



対象事業と区分（2）

2 特定地域・規模による影響の違い

- ・ 許可制と届出制の区分は合理的
「許可制＝禁止」ではない（禁止区域は別途設定＋例外許可）
むしろ、もともと自由な行為を規制する場合は「要件に合致すれば許可しなければならない」が原則
- ・ 届出制の場合，遵守の確保には工夫が必要
 - ・ 事後変更命令等の検討
 - ・ 届出先（県か市町村か）は，届出内容が不適切な場合等の措置も要考慮
- ・ 事前協議制と組み合わせる方式もあり

3 安全確保措置・景観・環境保全措置の対象・内容

- ・ 事前の区域指定のみで機能するか
- ・ 区域指定から漏れ落ちている場合をどのように拾うか
- ・ 措置内容は，他規制とのバランス，地域性を要考慮



参加手続（1）

1 説明会の開催

- ・ 開催時期，周知方法，議事録の作成・提出等

2 規模にかかわらず，説明会のみで十分か

(1) 対話型の仕組みの必要性

- ・ 災害・環境・景観情報は地域に存在
- ・ 影響の回避・緩和措置の内容も地域性を考慮する必要

(2) 参加方式

- ・ 意見申出＋協議（高崎，足利等）
- ・ 協議会（雫石町，王滝村等）→構成の重要性
- ・ 地元で活動する環境NPO，ボランティア，専門家からのインプットは重要
- ・ 前提としての情報公開・周知の重要性
条例手続以前のコミュニケーション，標識等



参加手続（2）

（3）意見反映の方法

- 一部の市町村条例の同意制は維持可能か
富士河口湖事件判例では肯定
- 場合により，協定方式も選択肢（箕面市，磐田市等）
影響回避・緩和＋地域への貢献（非常電源等）
- 意見に対する応答・説明は不可欠→内容の合理性を判断



その他の要件

- 1 法令遵守・市町村条例違反との関係
 - ・ 許可対象の場合→「不正行為のおそれを認めるに足りる相当の理由」等を追加することで対応可能
(規則等による列挙は必要)
→「保留」という用語法は不適切
 - ・ 届出対象の場合→県条例に基づく担保はかなり困難
- 2 維持管理・廃棄
 - ・ 計画の提出のみか，＋公表か
 - ・ 処分費用の確保・積立て（那須町，熱海市等）
 - ・ 損害保険への加入（仙台市等）
- 3 実効性確保
 - ・ 立入検査，報告徴収，是正指導
 - ・ 勧告・命令，公表・罰則の棲分け・併用は要検討